

法務省人定訓第 1 号

本省局 部 課 長  
所 管 各 庁 の 長

法務省定員規則（平成 13 年法務省令第 16 号）第 2 条の規定に基づき、法務省定員細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 4 月 8 日

法務大臣 平 口 洋  
（公印省略）

法務省定員細則の一部を改正する訓令

法務省定員細則（平成 13 年法務省人定訓第 80 号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後				改正前			
1 本省及び各外局の各内部部局、各施設等機関及び各地方支分部局別並びに検察庁の定員は、次の表のとおりとする。				1 本省及び各外局の各内部部局、各施設等機関及び各地方支分部局別並びに検察庁の定員は、次の表のとおりとする。			
区	分	定員	備考	区	分	定員	備考
本省	内部部局	大臣官房	418人 1 事務次官1人及び秘書官1人を含む。 2 うち、65人は、司法法制部の定員とし、司法法制部の定員のうち、6人は、国立国会図書館支部法務図書館の定員とする。	本省	内部部局	大臣官房	416人 1 事務次官1人及び秘書官1人を含む。 2 うち、65人は、司法法制部の定員とし、司法法制部の定員のうち、6人は、国立国会図書館支部法務図書館の定員とする。
		民事局	111人			民事局	108人
		刑事局	81人			刑事局	81人
		矯正局	100人			矯正局	96人
		保護局	65人			保護局	61人
		人権擁護局	35人			人権擁護局	32人
		訟務局	95人			訟務局	91人
		小計	905人			小計	885人
	施設等機関	法務総合研究所	83人	うち、30人は、支所の定員とする。	施設等機関	法務総合研究所	84人
		矯正研修所	100人			矯正研修所	100人
刑務所、少年刑務所及び拘置所		19,763人	刑務所、少年刑務所及び拘置所			19,708人	

		少年院	2,266人	
		少年鑑別所	1,127人	
		小計	23,339人	
地方支 分部局	法務局及び 地方法務局	矯正管区	9,014人	
		矯正管区	335人	
		地方更生 保護委員会	323人	
		保護観察所	1,554人	
		小計	11,226人	
		検察庁	11,860人	
本省計		47,330人		
出入国 在留 管理庁	内部部局		208人	長官1人、次長1人、審議官 2人及び参事官3人を含む。
		出入国管理部	131人	
		在留管理支援部	159人	
		小計	498人	
	施設等機関	入国者収容所	265人	
地方支 分部局	地方出入国 在留管理局	5,914人		
出入国在留管理庁計		6,677人		
公安	内部部局	事務局	4人	

		少年院	2,262人	
		少年鑑別所	1,125人	
		小計	23,279人	
地方支 分部局	法務局及び 地方法務局	矯正管区	8,946人	
		矯正管区	320人	
		地方更生 保護委員会	316人	
		保護観察所	1,543人	
		小計	11,125人	
		検察庁	11,858人	
本省計		47,147人		
出入国 在留 管理庁	内部部局		205人	長官1人、次長1人、審議官 2人及び参事官3人を含む。
		出入国管理部	130人	
		在留管理支援部	148人	
		小計	483人	
	施設等機関	入国者収容所	265人	
地方支 分部局	地方出入国 在留管理局	5,751人		
出入国在留管理庁計		6,499人		
公安	内部部局	事務局	4人	

審査委員会				
公安調査庁	内部部局	総務部	81人	長官1人及び次長1人を含む。
		調査第一部	128人	
		調査第二部	189人	
		小計	398人	
	施設等機関	公安調査庁 研修所	8人	
	地方支分部局	公安調査局	1,443人	
公安調査庁計			1,849人	
法務省合計			55,860人	

審査委員会				
公安調査庁	内部部局	総務部	81人	長官1人及び次長1人を含む。
		調査第一部	128人	
		調査第二部	189人	
		小計	398人	
	施設等機関	公安調査庁 研修所	8人	
	地方支分部局	公安調査局	1,424人	
公安調査庁計			1,830人	
法務省合計			55,480人	

附 則

- この訓令は、令和8年4月8日から施行し、改正後の法務省定員細則第1項及び次項の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- この訓令による改正後の法務省定員細則第1項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄に掲げるとおりとする。

区 分	期 間	定 員
検 察 庁	令 和 8 年 1 2 月 3 1 日 ま で の 間	11,867人